

第5回みらいの県土研究会

議 事 要 旨

日 時 : 令和6年9月24日(火) 14:00~15:50

場 所 : 静岡県庁 西館4階 第1会議室B・C

出席者 : 別紙出席者名簿のとおり

議事次第に基づき事務局から説明を行った。

※「町で整備した建設発生土の最終処分場の事例紹介」については、川根本町建設課から説明を行った。また「意見交換」では、各土木事務所、建設業者およびサイクル業者から地域の建設発生土の取り巻く状況について意見を求めた。なお、出席者からの主な発言及び回答は以下のとおり。

【みらいの県土研究会の設置要綱の改正について】

(意見等無し)

【ストックヤード整理計画の策定について】

- ・ 資料2の3ページについて、「ストックヤードは土砂の発生元と利用先をあらかじめ調整した上での利用を心掛けてください」と明記されている。基本的に、土を使う工事側からの取組みを強化していただきたい。また、全国的に見ても、静岡県でも、発生土の量に対して土砂を利用する量が圧倒的に少ないという実態がある。この状況を踏まえ、発生土の有効利用を最大限に進めるためには、土を使う工事で新材を利用しないことが重要であるため、国交省に対して、新材利用の原則禁止を提案した。土砂を使う工事では、発生土を土質改良してでも利用するという基本コンセプトが必要だと考えている。(アドバイザー)
- ・ SSMも活用して、受入れと搬出先が決まっているものを対象にということで考えている。可能な限り建設発生土の利用を推進していく。
新材に関しては、県で利用しないという方針は持っていない。やはり新材を使うべきところはあって、その中で最適なものを選んでいく方針でいる。(技術調査課)

- ・ 当社は産廃で再生砕石を作っているが、建設発生土の再利用による影響で利用が減っている。リサイクル砕石は、この位が工事で使用するので、コンクリートガラを引き取って、99%リサイクル砕石にして使用していただき循環している。発生土の利用により不安を感じているプラントが増えている。ケースバイケースで使用していただけると聞いて、ちょっと安心した。（静岡土木管内関係業者）

【みらいの県土研究会での今後の取組みについて】

- ・ 資料3の11ページについて、盛土規制法の「県が運営するストックヤードでも公共施設に該当しないので規制を受けることになる」と記載があるが、県工事で使用する土砂を隣接する場所、もしくは離れていても工事監督員が管理しているストックヤードがあれば、規制法の対象外となる。公共工事でヤードを確保するケースもあるが、その場合には県の工事側が管理するヤードであれば規制法の対象外である。（アドバイザー）
- ・ 規制法と法令等を確認しながら、どの場合が対象外となるか細かく把握をしていきたいと思っている。（技術調査課）
- ・ 資料3の最後のページについて、言葉の定義として土地改良プラントとストックヤードの名称の上に、中間処理場という名称を使用している。中間処理という言葉自体が廃棄物扱いのような感じがするので、リサイクル施設という名称に変えていただきたい。（アドバイザー）
- ・ 今後はリサイクル施設という名称を使用する。（技術調査課）

【町で整備した建設発生土の最終処分場の事例紹介】

（意見等無し）

【下半期の地域部会に向けた地域課題に対する意見交換】

- ・ 港湾関係の浚渫土について、盛土条例関連の検査の結果、自然由来のフッ素、ホウ素が基準値を超過し、陸上で処理ができなかった。最終的には海洋投棄となった。港湾の浚渫土について海洋投棄を行うための許可申請を円滑に進められるようお願いしたい。国の事業の残土を受け入れている処分場を運営しているが、終了後の跡地をストックヤードとして利用することを検討している。(下田土木管内建設業者)
- ・ 建設発生土の処理に苦慮しており、隣の函南町や神奈川県真鶴町に処分している。ストックヤードについても検討しているが適地がなかなか見つからない状況である。(熱海土木)
- ・ 建設発生土を 15,000m³程度受け入れているが、実際にリサイクルされ出荷されているのは 10%程度の 1,500m³となっている。残りの 90%は最終処分となっている。また、土質改良土について、静岡県の実業では使用されているが、国の事業では使用されていない。(沼津土木管内リサイクル業者)
- ・ 有効利用率は高いが、実際は活用しきれていない土砂がかなり多くある。建設業協会から意見を頂いており、ストックヤード、最終処分場について検討をする必要がある。(沼津土木)
- ・ 有効利用率にバラツキがある。80%の目標に対して、もう少し努力が必要と感じている。管内では、直轄が富士海岸にて養浜工事を行っており、そこでの有効活用を検討している。(富士土木)
- ・ 民間施設が 30 箇所超あるが、そのうち最終処分場は 3 箇所程度と少ない。最終処分場は自社関連の発生土を受け入れており、一般の受入量は少ない。ストックヤードや中間処理施設で受け入れをしているが、最終処分されている土量が多く、有効活用の割合は少ない。静岡土木管内は処分費が高いが、最終処分場の不足や処分場までの運賃の高騰が要因となっている。(静岡土木管内リサイクル業者)
- ・ SSM でマッチングした業者と打合せをして第 3 種、第 4 種発生土の改良を行い、4 月から約 2 万 m³ を出荷した。土質改良土も盛土条例で 1,000m³ 以上はストックしておけない。本来であれば、必要量(2,000m³、3,000m³)をストックしておきたい。また、災害関連の発生土が出てきた際に受け入れられるところがな

い。そのような場合に備えて、ストックヤードの整備を進めた方が良いのではないか。(静岡土木管内リサイクル業者)

- ・管内では、建設発生土の処分に大変苦慮している。安倍川の浚渫等によるものは、清水海岸への養浜材として使用している。SSM を活用して掛川市の防潮堤事業に活用できないか調整を行っている。(静岡土木)
- ・民間の残土受入が多いが、受入土量のうち 7 割が静岡市からの発生土である。SSM を利用して改良土を作って搬出している。今年に入って 2、3 万 m³ は有効利用できたが、それでも処理しきれない分は最終処分場へ搬出している。(島田土木管内リサイクル業者)
- ・搬入される土量と搬出される土量に大きな差がある。ストックヤード、改良プラントを設置する前に最終処分場を設置した上でストックヤード、改良プラントを運営していく必要がある。(島田土木管内リサイクル業者)
- ・浚渫土に関しては、土質が悪い場合、再利用できず最終処分している。有効活用の取り組みとしては、道路改良工事において、切盛のバランスを考慮して設計を行っている。また、島田市内での発生土を牧之原市内で盛土材として有効活用している。また、河道掘削工事の発生土を河積の余裕のある箇所へ搬出している。(島田土木)
- ・現在、防潮堤工事で活用することにより、有効利用率が平均 69%を確保できている。防潮堤工事が終盤を迎えつつあるため、終了後の有効利用について検討していかなければならない。また、現在の目標値が 80%であるが、残りの 20%について危惧している。浜松土木管内から土が搬入される実態もあるので、地域部会で意見交換をしながら考えていきたい。(袋井土木)
- ・浜松市の工事に関しては、浜松市の外郭団体が運営する処分場へ搬出している。県の工事に関しては、防潮堤工事等へ搬出している。また、なるべく残土の出ないような設計の方へ変わってきていると感じている。(浜松土木管内建設業者)
- ・最終処分場に土砂を出さないように現場内で改良して再利用するよう頑張っている。管内は残土処分場が少なく、受け入れ条件が非常に厳しい状況である。浜松では、防潮堤工事が完了しているので、記載されている有効利用率より厳しい状況である。

地域において、ストックヤードの需要性が非常に高いと考えており、モデル事業を行った成果を検証し、展開できるように皆さんと議論していきたい。（**浜松土木管内建設業者**）

- ・ 浚渫土に関しては、養浜材や築堤材として有効活用に努めている。管内では、河川や砂防事業が多く 4 種相当の発生土が多く管内に受け入れ可能な処分場がないため、袋井土木事務所管内の処分場へ搬出していることが課題であり、地域部会を通して解決策を探りたい。（**浜松土木**）
- ・ 資料 6 について、ここにでてくる数字というのは、県発注工事の土量か、それとも市町、あるいは国も含まれているのか。（**建設業協会**）
- ・ 県発注工事が対象である。（**技術調査課**）
- ・ 建設業の立場からすると、県の工事だけでなく国や市町の工事もある。その地域で発生する総土量に対して何を考えるかという議論を進めてほしい。また、ストックヤードを運用したが、想定した搬出量や土量のバランスに至らず、事業が立ち止まることが予測されるので検討をお願いしたい。（**建設業協会**）
- ・ 建設発生土のほか、コンクリートのがれき産廃の再生処理等を行っている会社も多い。同じ使用目的で建設発生土を使用する機会が増えており、再生碎石の利用量が減っている。このままでは、コンクリートのガラが受け入れできなくなる。建設リサイクル法に規制されたコンクリートのがれきも使っていただけるようお願いしたい。（**建設業団体**）
- ・ 各土木事務所のストックヤード、土質改良土プラントの受け入れ可能量の数値が感覚的には非常に小さな数値となっているが、これは山になっており受け入れできない、という意味ととらえてよいか。（**アドバイザー**）
- ・ その施設がどれだけ受け入れられるかを示しており、施設からの回答に基づいている。（**技術調査課**）

第5回みらいの県土研究会

令和6年9月24日（火）14:00～15:50

静岡県庁西館4階第1会議室B・C

